

《異動届出書記入上の注意》

平成19年1月以降の異動の場合は各年度のいずれか一つを選んで○印をつけてください。

給与支払報告にかかるとの給与所得者異動届出書 特別徴収

| | | | |
|--------|------|------|------|
| ※ 処理事項 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|--------|------|------|------|

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

| | | |
|--------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 平成 年 月 日 | 給(特別徴収義務者) 所在地 郵便番号 | 特別徴収義務者指定番号 |
| | 給(特別徴収義務者) 名称 | 個人番号 |
| 我孫子市長 あて | 代表者の職氏名印 | 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 |
| | 給与所得者 フリガナ | 異動の事由 |
| 氏名 (旧姓) | (ア) 特別徴収税額(年税額) 円 | 異動後の未徴収税額の徴収 |
| 旧住所 (1月1日現在の住所・必ず記入願います) | (イ) 徴収済額 円 | 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 |
| 現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) | (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 | 3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付けてください。 |
| | 異動年月日 | 備考 1月1日以降退職時までの給与支払額 円 |
| | | 1月1日以降退職時までの給与支払額 円 |

指定番号・個人番号は税額通知書(6人連記)の左上に記入してありますので必ず記入してください。

例: 10月分まで特別徴収し、11月分から5月分までを11月10日までに、10月分と共に一括して納める場合は「10月分」と記入。

1月1日から異動があった時まで支払われた給与支払額と社会保険料額を記入。(ボーナス等賞与を含める)

該当する異動事由に○印をつける。

新規の場合は○で囲んでください。特別徴収を継続する新事業所ですすでに特別徴収の指定番号があれば記入してください。

| | | | | |
|---|------|------------------|-------------------|--|
| 一括徴収の理由 | 異動者印 | 給与または退職手当等の支払予定日 | 一括徴収予定額 | ●退職者の未徴収税額について |
| 1. 異動が平成18年12月31日までで申出があったため(月 日申出) | | | 支払予定日ごとの徴収予定額 計 円 | 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。 |
| 2. 異動が平成19年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため | | | 合 (上記2つと同額) 円 | |
| 一括徴収できない理由 | | | | |
| (○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため | | | | |
| 2. その他 理由() | | | | |

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください) | ○我孫子市作成の納入書の要・否(不要)について○を付けてください。 |
| 月割額 円 | 特別徴収義務者指定番号 |
| 月分から徴収し納入する。 | 納入書 要 否 |
| 給(特別徴収義務者) 所在地 郵便番号 | 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 |
| フリガナ | 氏名 |
| 名称 | 電話 () - 番 |
| 代表者の職氏名印 | 経理責任者 |
| 給与支払方法及びその期日 | |
| 払込を希望する金融機関の所在地及び名称 | |

異動後の未徴収税額の徴収方法(1から3)に○をつけてください。

未徴収税額があり、本人が支払う場合(普通徴収)で、該当者の現住所が国外または不明の場合は、本籍地を記入してください。

※異動後の未徴収税額の方法が次の場合、該当欄を記入してください。

- 2の場合
- 3の場合
- 1の場合

※転勤等による場合は新勤務先を経由して提出してください。

ご注意
1 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
2 「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続きを済ませたうえで、一月一日現在の住所(課税地)を記入してください。
3 ※印の欄は、届出者において記入する必要があります。